

▶ 予測・評価 ◀

水質汚濁

工事の施行中

直接水域と接する工事については、汚濁防止膜を設置することで濁りの周辺水域への移流拡散の防止に努めます。また、工事の実施に際しては、目視による水質の監視、工事最盛期の採水調査を行います。

以上より、水質汚濁に係る環境基準を達成すると予測されることから、評価の指標を満足すると考えます。

土壌汚染

工事の施行中

工事の施行にあたっては、関係する条例等に基づき、土地の形質の変更に関する届出等、必要に応じて適切な措置を実施します。

しゅんせつ工事を行う際は、事前に関係する省令等に定められた項目について基準値への適合状況を確認し、法律に基づく適切な措置を行います。

掘削工事における鋼矢板や地中連続壁については難透水層（粘性土層）まで打設し、浸出水等が他の地層に影響をおよぼすことのないようにします。

以上より、評価の指標である「工事中において新たな土地に土壌汚染を拡散及び地下水への溶出をしないこと」を満足すると考えます。

地盤、水循環

工事の施行中

工事の施行にあたっては、作用荷重、地形及び地質、土留めの種類、掘削深さ、近接する構造物、周辺環境等を考慮した計画とします。

掘削工事に際しては、地下水の揚水等が他の地層に影響を及ぼすことが極力ないように、鋼矢板や連続地中壁は難透水層（粘性土層）まで打設します。また、トンネル構造で用いるシールド工法は、泥土あるいは泥水で土圧と水圧に対抗して切羽の安定を図りながら、シールドを掘進させます。

以上より、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物に影響を及ぼさないこと」、「地下水の水位、流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えます。

工事の完了後

トンネル構造、擁壁構造の存在により不圧地下水の帯水層の一部が遮断されます。しかし、計画道路及びその周辺には日本橋川が位置しており、不圧地下水は河川等により供給されていると想定されるため、水位及び流動の変化はほとんどないと考えます。

また、被圧地下水の帯水層もトンネル構造等の存在により一部が遮断されますが、帯水層は構造物よりも広く分布し、被圧地下水は構造物の周囲を回りこんで流動するため、流動の変化はほとんどないと考えます。

以上より、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物に影響を及ぼさないこと」、「地下水の水位、流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考えます。

生物・生態系

工事の施行中

当該地域での現地調査結果から魚類や底生動物の確認種は極めて少ない状況でした。また、河川と海の連続性を分断するような工事は実施しないこと、河川内の工事においては汚濁防止膜を設置することから種の生息環境への影響はないと予測されます。

以上より、評価の指標とした「自然環境保護法」及び「東京における自然の保護と回復に関する条例」を満足すると考えます。

史跡・文化財

工事の施行中

本事業の実施により直接改変される可能性がある文化財については、文化庁との現状変更協議、教育委員会の許可及び指示を受けて、適切に移設、保管し、工事完了後に現状復旧する措置を行います。

計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地に対しては、「文化財保護法」に基づき、埋蔵文化財発掘届を提出し、教育委員会との協議等に基づき適切な対応を図ります。計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない範囲※についても、関係機関との協議等に基づき適切な対応を図ります。

したがって、本事業の実施により、周辺地域の文化財の保存及び管理に支障は生じないと予測され、評価の指標である「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」を満足すると考えます。

※工事の施行中に新たな埋蔵文化財等を確認した場合

廃棄物

工事の施行中

本事業の実施に伴い発生する建設発生土のうち、廃棄物と混在する建設発生土については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物として適正に処理します。

それ以外の建設発生土については、一部を現場内で埋戻しに用い、残りは工事間利用としての有効利用を図ることとしています。

建設廃棄物の処理に当たっては、「建設リサイクル法」に基づき分別収集し、再利用に努めるとともに、処理・処分・再資源化を適切に実施します。

以上より、評価の指標に定められた事業者の責務である「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「東京都廃棄物条例」の基準を満足すると考えます。

▶ 予測・評価 ◀

景観

工事の完了後

日本橋川において、現在の高速道路が撤去されることで、視野空間の一部が拡大し、また、現況からの圧迫感が減少することから、眺望の改善に寄与すると予測されます。更に、「日本橋」上空に開放的な空間が広がることで、歴史的・文化的景観資源を生かした景観の形成に寄与すると予測されます。

常盤橋換気所については、現況でも存在する換気所であり、周辺の建物群と一体的な景観として認識されることや、現況と同じ高さでの建て替えを予定していることから、眺望の変化の程度は小さいと予測されます。

以上より、評価の指標である「東京都景観計画」に示される「神田川景観基本軸の景観形成の方針」を満足すると考えます。



① 竜閑さくら橋からの眺望

現況



工事の完了後



②中央通りからの眺望

現況



工事の完了後



※周辺の再開発の計画は反映していません。

③新常盤橋交差点からの眺望

現況



工事の完了後



④日本橋川からの眺望

現況



工事の完了後



※周辺の再開発の計画は反映していません。

⑤小舟町交差点からの眺望

現況



工事の完了後

